

次期障害者計画のためのアンケート調査概要について

1 調査目的

まつど3つのあいプラン（第4次松戸市障害者計画・第7期松戸市障害福祉計画・第3期松戸市障害児福祉計画）改定に伴い、各種指標値の達成状況の確認を行うとともに、松戸市における障害福祉施策の課題等の精査を目的として実施する。

2 調査対象者及び調査方法

区分	調査対象	対象数	調査方法
① 障害者向け （18歳以上）調査	市内在住の18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病指定を受けている方	4,000人	郵送、Web による回答
② 障害児向け （18歳未満）調査	市内在住の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病指定を受けている方	1,000人	
③ 市民向け調査 （障害児者除く）	市内在住の①障害者調査、②障害児調査、④医療的ケア児者実態・ニーズ調査に該当しない方	1,000人	
④ 医療的ケア児者 実態・ニーズ調査	市内の医療的ケア児者	約150人	
⑤ 障害福祉サービス事業所調査	障害福祉サービス等を提供している市内の全事業所	約400カ所	
⑥ 関連団体調査	障害福祉に係る関連団体 （基幹相談支援センター、障害者当事者・父母団体等）	約20団体	

3 調査スケジュール

令和7年9月中旬頃	アンケート調査票送付
令和7年9月末頃	アンケート調査回答期日
令和7年10-12月	アンケート集計、報告書作成
令和8年1月末頃	令和7年度第2回障害者計画推進協議会にて結果報告
令和8年3月末頃	アンケート結果報告書完成（報告書は各委員へ送付）

4 各種設問設定について

- ・ 前回の調査結果と比較することにより、各種取り組み状況の進捗等が整理できることから、設問内容の大幅な変更は行わない。
- ・ 以下事項について、一部設問設定の変更を図る。

(凡例)

者-障害者向け調査、児-障害児向け調査、市-市民向け調査

医-医療的ケア児向け調査、事-事業者向け調査

N0	主な追加・修正項目	設問の狙い
1	調査基礎項目として重度障害者であるかの区分を問う設問を設定 (者-問 8、児-問 7)	令和 5 年に厚生労働省より示された「基本的な指針」において、重度障害者のサービス見込み量やニーズ把握に努めることが新たに明示された。 本項目の内容と各種設問回答結果をクロス集計することにより、重度障害者の現況を整理する。
2	事業所のサービス提供の受け入れ拒否の状況について利用者側からも意見を聴取する設問を設定 (者-問 23, 24、児-問 24, 25、事-問 13、医-問 26, 27)	事業所側に受け入れできなかったケースを問う設問を設定していたが(事-問 12)、利用者側にも同様の設問設定を行った。 併せて、事業所側の設問において、受け入れ拒否した理由の選択肢を拡充し、障害の程度や特性を理由とした受け入れ拒否を問う設問を設定した。 このことにより、前述の重度障害の区分を問う設問と併せて、より多角的にサービスの提供状況について把握する。
3	基幹相談支援センターの認知率を障害者計画において指標値設定しているが、加えて知っていて利用していない理由を新たに問う設問を設定 (者-問 27、児-問 28)	認知率は向上しているが利用したことがないという回答率が高いため、その事由を精査することによって相談支援体制の更なる充実を図る。 (R4 年度調査) 者-知っていて利用している 5.8% 知っていて利用していない 17.4%

NO	主な追加・修正項目	設問の狙い
4	事業所に対して地域生活支援拠点制度の認知率、今後の登録意向、登録しない理由を問う設問を設定。 (事-問 25, 26)	地域生活支援拠点事業所数は障害者計画においても参考指標として明記しており、今後登録事業所数を拡充していくにあたっての基礎資料とするため。
5	事業所アンケートの以下設問について「サービス種別毎」の回答ができるように設問設定を変更する。 (事-問 7, 8, 13, 14, 25, 29, 35)	前回の調査は事業所単位で調査票を送付していたことから、複数のサービスを提供している事業所において、サービス種別毎のより精緻な分析をすることが困難であった。このことから特定の設問についてはサービス種別毎に回答できるように設問を見直し、より精緻な分析ができるようにする。

(その他の新規設問等)

- ・ 基幹相談支援センターにおけるひきこもり相談の認知率、利用率(者-問 28、児-問 29、市-問 13)
- ・ 虐待防止条例認知率(者-問 54、児-問 55、市-問 26、事-問 18)
- ・ 成年後見相談室認知率(者-問 57、児-問 58、市-問 25、事-問 24)
- ・ 要約筆記の制度認知率(市-問 37, 38)
- ・ 医療的ケア児実態・ニーズ調査について、市が把握している 18 歳以上の対象も調査対象として拡充